

共生・公正・創造



# ユニオン・EYE

<http://www1a.biglobe.ne.jp/jrtu-EWU>

ジェイアール東日本労働組合  
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号  
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290  
発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

## “ 「JR総連・東労組」崩壊の兆し!?”

### 「国鉄改革の裏側」ダイジェスト版 第19回

あの元国鉄労働課長が明かす「国鉄改革の裏側第5弾」が【「JR総連・東労組」崩壊の兆し!?”】という本になった。本紙は筆者（宗形明氏）の了解を得て、『JR東日本革マル問題の現状』をダイジェスト版として紹介することとした。



## 急展開!! 6名の懲戒解雇処分発令

これはもう新局面というより決定的局面というべきだろう。浦和電車区事件被告全員に対して有罪判決が下された「07.7.17東京地裁判決」以降、各界関係者が固唾を呑んで“会社の出方”を見守っている緊張の中で、JR東日本は8月30日、社員被告6名に対して「懲戒解雇処分」を発令した。処分事由は「会社施設内において当社社員に対し行った行為が、強要の罪にあたる」として平成19年7月17日、東京地方裁判所にて有罪判決を受けた。この行為は職場秩序を著しく乱し、また会社の信用を失墜せしめたものであり、社員としてきわめて不都合であるため」である。

JR総連は直ちに抗議声明を出した。・・・JR総連の抗議声明は、もちろん、実質的上部組織である東労組本部（＝松崎・本部派執行部）の意を体して発表されたものである。そして本家本元である東労組も中央執行委員会声明を発表した。

“是々非々”路線を淡々と歩み出した会社に「不当処分撤回」を“訴えた”ところで今さらどうなるものでもあるまいが、かつては“癒着”、“蜜月”などと批判されたJR東日本会社と東労組との労使関係に亀裂が生じたことは間違いない。しかし、東日本会社の「是々非々」論は全く正しいし、「この処分内容は全くのでたらめ...」「えん罪JR浦和電車区事件」とのJR総連声明など組合側の主張には一片の合理性もない。

なお、この間の動きを労働組合情報誌『旬刊ACCESS』第160号<2007.9.1>は次のように伝えている。

【浦和電車区事件第一審判決を受け、JR東日本の動向、具体的には当事者6人（退職した一人を除く）を処分するのか否かが、この1ヵ月余り関心を大いに集め続けてきた。盆明けからは「処分が出る」（周辺）との観測が強まり、最近では「まもなく出されるようだ」というのが一致した見方となっていた。しかもその主たる“判断”の基準は、判決の量刑の多寡もさることながら、「職場規律」の問題として（職場を）乱したのか、乱したとすればどの程度だったのかという点にあるのであり、よって「一律な処分ではなく、濃淡がつくだろう」（周辺）とまことしやかに論じられるまでになっていた。しかし...。「6人全員懲戒解雇」。8月30日付で行われた処分は、そうした見方を完全に覆し、会社は、とり得る最も厳しい処分をもって臨んだ。こうした状況に、JR総連は「『不当処分撤回!』の旗を高く掲げ、全組織を挙げて断固闘い抜く」、JR東労組は「不当判決に同調した会社の...不当処分を満腔の怒りをもって糾弾する」抗議声明をそれぞれ即日発し、JR東日本とJR総連・東労組の間では緊張が急激に高まっている。...】

【「JR総連・東労組」崩壊の兆し!?”（高木書房）P.217～P.226】